

令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります。

- ① 現況届の提出が原則不要になります。
- ② 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります。

① 現況届について

現況届が
6月中に手元に届く方 ➡ **現況届の提出が必要**です。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居と申請した方
- ② 配偶者からの暴力等により、
住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③ 支給要件児童の住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤ その他 状況を確認する必要がある方

①～④に
該当する方で
現況届が届かない方は
お問い合わせください。

上記①～④以外の方 ➡ 児童の養育状況が変わっていなければ、
現況届の提出は**原則不要**です。

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。

次の変更事項があった方は届け出てください。

1. 会津坂下町外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき
(国外転出入を含む)
2. 婚姻や子の実親との事実婚により、
一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
3. 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
4. 児童を養育しなくなったことなどにより、対象となる児童がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき (厚生年金→国民年金 等)
6. 受給者や配偶者が公務員になったとき

●令和2、3年度の現況届の提出が確認できず一時差止中の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。

② 所得の基準額について

令和4年6月1日付の
児童手当法改正に伴い、
令和4年10月支給分(6～9月分)か
ら児童を養育している方の所得が
右記表のB以上の場合、
児童手当等は支給されません。

- 児童手当等が支給されなくな
ったあとに所得がBを下回った
場合、改めて認定請求書等の
提出が必要となりますので、
ご注意ください。
- 扶養親族等の数は、所得税法上の
同一生計配偶者及び扶養親族（里
親などに委託されている児童や施
設に入所している児童を除きます。
以下、「扶養親族等」といいま
す。）並びに扶養親族等でない児
童で前年の12月31日において生計
を維持した人数をいいます。
扶養親族等の数に応じて、限度額
（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の
者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

	A 所得制限限度額 これ以上だと 児童ひとりにつき 月5,000円支給 (従来どおり)		B 所得上限限度額 これ以上だと 支給なし (改正後)	
	所得額 (万円)	収入額の 目安※ (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安※ (万円)
扶養親族等の人数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていな い場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除
や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

公務員について

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をして
ください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

会津坂下町教育委員会 子ども課 子ども支援班

TEL 0242-84-3712 /FAX 0242-83-7500

8 : 30～17 : 15 (土、日、祝日を除く)